

車いすバスケットボール体験会



2月20日(土)午前10時～正午
市民スポーツセンター

東京2020大会パラリンピック競技の車いすバスケットボールを体験して、障害者スポーツへの理解を深めませんか。

- 対小学生以上定20人¥無料
- 申1月12日(火)～2月12日(金)に、氏名・年齢・電話番号・緊急連絡先を明記し、FAX(042)325-6395またはinfo@kokubunji-sports.netで市民スポーツセンターへ※先着順
- 物室内履き
- 問市民スポーツセンター☎(042)326-2211(第3月曜日休館)
- 注動きやすい服装で参加



日本初の車いすバスケットボールチーム GRACEの選手が指導します

→スポーツ振興課(内278)

社会保険労務士による 働き方改革に関する 個別相談会

1月15日・29日(金)
午前9時～午後5時

- 場経済課(市役所第3庁舎)
- 対市内中小企業・小規模事業者の方
- 内時間外労働の削減や同一労働同一賃金への取組、就業規則、助成金の活用などの相談
- ¥無料
- 注事前に電話で経済課へご連絡ください

→経済課(内351)

創業 個別相談会

1月14日(木)
午後1時～5時
※1人1時間

- 場市役所第3庁舎2階会議室
- 対創業を考えている方、創業後5年未満の方
- 定4人¥無料
- 申1月4日(月)から電話で経済課へ※先着順

→経済課(内396)

文化講座 もっと知りたいシリーズ9 アイヌ民族の歴史と文化

1月31日(日)午後2時～(開場=1時30分)
リオンホール(cocobunji WEST5階)

民族共生象徴空間「ウポポイ」(*)オープンに伴い、注目が集まるアイヌ民族の歴史や伝統文化を講師が紹介します。また、ゲストがアイヌ刺繍の魅力についてお話しします。

(*)昨年北海道にオープンした、アイヌ文化の振興・普及のための空間・施設

講寺地五一さんゲスト島田あけみさん(首都圏在住のアイヌ)定100人¥無料申1月2日(土)～20日(水)にアイヌ民族の歴史と文化参加希望・参加者全員の住所・氏名(ふりがな)・年齢・電話番号を明記し、bunkashinkou@city.kokubunji.tokyo.jpで文化振興課へ※先着順。1回の申し込みで2人まで応募可協力市文化振興市民会議注手話通訳あり



寺地五一さん

講師紹介元東京経済大学教員。元早稲田大学エクステンションセンター講師。アイヌ・マオリ交流プログラム事務局。日豪先住民国際交流のプログラムを長年実施



島田あけみさん

AINU×MAORI 海を渡る先住民族の交流

本講演に併せて、島田あけみさんが主催する「アイヌ」とニュージーランドの先住民族「マオリ」の交流プロジェクトの写真を展示します。

日1月31日(日)～2月5日(金)午前9時～午後10時(5日のみ午後4時)

場cocobunjiプラザまちの魅力発信コーナー(cocobunji WEST5階)

写真撮影井口康弘さん

→文化振興課☎(042)313-8182

託児付き DV被害者自立支援講座 悩む女性のために 自分らしく生きるための サポート講座

1月29日(金)午後2時～4時
ひかりプラザ

これってDVかも。離婚したいけど何から準備したらいいかわからない。コロナ禍で夫との関係に悩む女性が増えています。自分らしく生きるための方法を弁護士と一緒に学んでみませんか。

対テーマに関心のある女性はどなたでも講富永由紀子さん(弁護士)定20人¥無料申1月6日(水)午前9時から講座名・氏名(ふりがな)・電話番号、託児希望の方は子どもの名前・年齢を明記し、jinkenheiwa@city.kokubunji.tokyo.jpまたは電話で男女平等推進センター☎(042)573-4378へ※先着順託生後6か月以上の未就学児4人※15日(金)まで受け付け催東京三弁護士会多摩地区法律相談センター運営委員会・市



富永由紀子さん

→人権平和課☎(042)573-4378

1月～3月は、若者向け悪質商法被害防止キャンペーン

若者が悪質商法の被害に遭っています。自分には関係ないと思っていませんか。



SNSがきっかけに！悪質商法に気をつける！！

→経済課(内396)

SNSを悪用して、親しくなったと思い込ませて、高額な商品やサービスの契約を迫る手口が増えています。悪質商法などのトラブルは身近に潜み、誰もが被害に遭うおそれがあります。被害に遭って恥ずかしい、自分に落ち度があると思わずに、市消費生活相談室へご相談ください。

事例1

SNSで食事に誘われ、「スキルアップになる」、「将来役立つ」などとビジネスセミナーの受講を勧められ、高額な契約をさせられた。

事例2

友人から「簡単にもうかる」と、投資のノウハウが入ったUSB教材(*)の購入を勧められ、友人を誘えば紹介料ももらえると言われた。学生ローンを組み契約したが、全くもうからず借金だけが残った。(*)USBメモリを媒体とする教材



被害に遭わないためにこれだけは覚えておこう



「簡単にもうかる」「特別」など、うまい話を安易に信用しない



悪質商法かもと思ったら、市消費生活相談室へ相談



専門の相談員が、解決のお手伝い



あやしいと思ったら、すぐに相談

市消費生活相談室(内224)

日月～金曜日(祝日を除く)午前9時30分～正午・午後1時～3時30分

対原則、市内在住・在勤・在学・在活の方 ¥無料

土・日曜日、祝日は
消費者ホットライン☎188へ